

平成22年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成22年10月7日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

- 月例給・ボーナスともに引下げ
- 職員の平均年間給与(行政職平均)は△7.8万円(△1.4%)
- 1 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△519円、△0.15%)を解消するため、人事院勧告に準じて月例給の引下げ改定、6級以上の職員の給料の一定率減額、異動に係る地域手当の廃止
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.2月分)

1 給与勧告の基本的な考え方

地方公務員法の趣旨に則り、人事院勧告の内容及び他の都道府県の状況並びに民間給与実態調査の結果、その他の事情を総合的に勘案し決定(地方公務員法第24条第3項)

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内339の民間事業所から無作為抽出した139事業所を实地調査

(1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり10,163円(2.93%)下回った。特例条例による減額措置がないものとした場合は、職員給与が民間給与を1人当たり519円(0.15%)上回った。

民間給与(A)	職員給与(B)		較差(A-B) $\left(\frac{A-B}{B} \times 100 \right)$
356,751円	減額措置後	346,588円	10,163円(2.93%)
	減額措置前	357,270円	△519円(△0.15%)

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

職員の支給月数(4.15月分)が民間の支給割合(3.95月分)を0.2月分上回った。

3 給与改定の内容

職員給与については、平成20年4月から特例条例による減額措置が実施されているが、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、公民給与の比較に当たっては、減額措置前の職員給与を対象とした。

(1) 給料表

公民給与の較差(△519円、△0.15%)を解消するため、人事院勧告に準じて月例給を引下げ改定(中高年齢層(40歳台以上)が受ける給料月額に限定して引き下げ。)

(2) 行政職給料表6級以上の職員の給料月額等

行政職給料表6級以上の職員について、給料の支給額を一定率で減額(△0.2%)

※給与構造改革の給与水準引下げに伴う経過措置額についても、(1)の改定及び(2)の措置を踏まえて引下げ

(3) 期末・勤勉手当(ボーナス)

年間支給割合を0.2月分引下げ(4.15月分→3.95月分)

〈一般職の場合の支給月数〉

		6月期	12月期	計
22年度	期末手当	1.25月	1.35月(1.5月)	2.6月(2.75月)
	勤勉手当	0.7月	0.65月(0.7月)	1.35月(1.4月)
	計	1.95月	2.0月(2.2月)	3.95月(4.15月)
23年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.6月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
	計	1.9月	2.05月	3.95月

※ 22年度6月期は支給済みである。()内は現行の支給月数である。

(4) 異動に係る地域手当

他県との均衡を考慮し、異動に係る地域手当を廃止

(5) 時間外勤務手当

人事院勧告及び民間の実態を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める。

【実施時期等】

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）。(5)については平成23年度から実施。

4 教育職員給与

義務教育等教員特別手当及び給料の調整額については、他の都道府県の動向を踏まえ、検討する必要がある。

5 その他の課題

獣医師の初任給調整手当、自宅に係る住居手当、チェック・オフについて言及した。

6 給与構造改革

(1) 職務給の原則

平成18年度の給与構造改革に伴う級切り替えの際、現行制度上の級より上位の級に格付けされた職員について、職務給の原則に基づき、早急に格付けを是正する必要がある。

(2) 勤務実績の給与への反映

平成17年以降言及してきた趣旨を踏まえ、引き続き、職員の勤務実績が昇給や勤勉手当に的確に反映される制度の構築に取り組んでいく必要がある。

7 公務運営について

勤務環境の整備、人事評価制度の整備、多様な人材の確保及び育成、高齢期の職員の雇用問題について言及した。

8 参考

(1) 勧告後の影響額（行政職給料表適用者4,357人）

	勧告前	勧告後	増減額(率)	平均年齢	平均経験年数
平均給与月額	357,270円	356,768円	△502円 (△0.14%)	41.6歳	18.9年
平均年間給与	5,745,675円	5,667,751円	△77,924円 (△1.36%)		

※ 平均給与月額の増減額の内訳：給料△343円、その他△159円

(2) 行政職給料表適用者の平均年間給与額の増減額

(単位:万円、%)

	22年度		21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	平成17年度(給与構造改革前)以降の増減額計	
	勧告後	勧告前							
年収額	566.8 (551.2)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9		△52.3 (△67.9)
増減額	△14.4 (△14.1)	△6.6 (△6.5)	△14.1 (△9.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2.7	△3.2		
増減率	△2.5 (△2.5)	△1.1 (△1.1)	△2.4 (△1.7)	△2.4 (△5.8)	△1.4	0.4	△0.5		

※1 平成17年度以降の増減額計には、本年の勧告後の増減額を含む。

※2 () 内は、特例条例による減額後の額・率である。